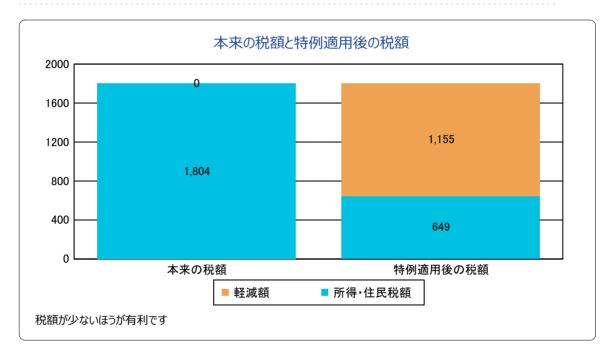


## 7)-3 特定事業用資産の買換え特例の比較



先祖代々からの土地のように、元々の取得価格が不明かまたは非常に安かった土地を売却すると、その売却益に対して多額の所得税・住民税が課税されます。しかし、個人が農地等の特定の事業用資産を売却して、新たな事業用資産に買換える場合には、税金が大幅に軽減される特例があります。 収益性の低い土地などは、この特例を上手に利用して、より収益性の高い資産へ組み替えてみることもぜひ検討してみましょう。

	事業用の土地の売却価格は・・・	10000	万円
•	売却した土地の元々の取得価格は・・・	500	万円
•	新たに購入した事業用資産の価格は・・・	8000	万円
	土地の売却にあたって、仲介手数料等の譲渡費用は・・・	480	万円



- ①本来の税額は・・・1,804 万円。
- ②特例を利用した税額は・・・ 649 万円。
- ① ②軽減される税額は・・・ 1,155 万円になります。
- つまり本来の税額の36%で済むことになります。

株式会社資産評価研究所

TEL: 03-5366-1660 FAX: 03-5366-1667